

広島県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字下津田字明神山一〇一四四の七、一〇一四五の三〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅